

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町20番4号
ネクシィーズスクエアビル
株式会社ブランジスタ
代表取締役社長 岩本 恵了

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権行使をすることができます。また、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、可能な限り書面またはインターネットにより、2022年12月12日（月曜日）午後7時10分までに議決権を行使いただき、極力、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】

4ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月13日（火曜日）午前10時
（受付開始時間は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町20番4号
ネクシィーズスクエアビル 3階 大会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第22期（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
 - 第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 新型コロナウイルス感染症対応での株主総会運営の詳細につきましては、同封のリーフレットをご参照ください。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.brangista.com/>) に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際して、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
① 連結計算書類の連結注記表 ② 計算書類の個別注記表
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.brangista.com/>) に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年12月13日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年12月12日（月曜日）
午後7時10分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年12月12日（月曜日）
午後7時10分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

※議決権行使書用紙はイメージです。

→こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1号、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

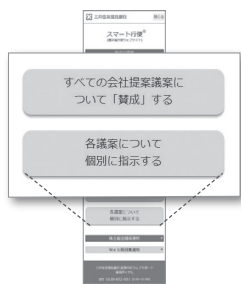
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

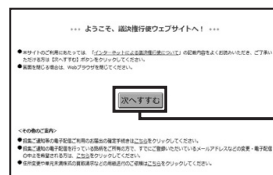
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

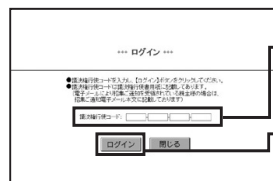
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(自 2021年10月1日)
(至 2022年9月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、国内外での新型コロナウイルス感染症の再拡大や変異株の出現により厳しい状況が続いておりましたが、経済社会活動の正常化が進む中で、景気は緩やかに持ち直しております。一方、ウクライナ情勢の長期化による原材料価格の上昇や世界的な金融引締め等が続き、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは「企業プロモーション支援を目的とした電子メディア事業」として、「電子雑誌」「ソリューション」の業容拡大に努めてまいりました。なお、当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しております。

(株)ブランジスタメディアが展開する電子雑誌業務では、自治体とのタイアップ広告の契約額・タイアップ実施数が過去最高を更新し好調に推移いたしました。また、観光・外食需要回復への期待から宿泊施設、飲食店等の広告売上が増加いたしました。電子雑誌広告売上については、収益認識会計基準等の適用によって、契約期間に応じて一定の期間にわたり収益を認識することとなりましたが、前連結会計年度を上回る売上高となりました。

(株)ブランジスタソリューションが展開するソリューション業務では、業務受託売上が堅調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高3,360百万円（前連結会計年度は売上高3,290百万円）、営業利益255百万円（前連結会計年度は営業利益350百万円）、経常利益258百万円（前連結会計年度は経常利益365百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益178百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益213百万円）となりました。

なお、当社グループは「企業プロモーション支援を目的とした電子メディア事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、売上の内訳を示すと、電子雑誌関連が2,294百万円、ソリューション関連が1,021百万円、その他子会社が135百万円となりました（注）。

（注）内部取引消去前の金額であります。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 電子雑誌業務の成長・拡大

a. 変化する市場環境への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、当社グループにおいては様々な対策を講じてまいりましたが、昨今の感染症収束に向けた規制緩和と経済活動の正常化が進むなか、地方自治体の観光誘致及びふるさと納税・移住定住などのPRの需要の高まりに合わせて、地方創生に向けた地方自治体の活性化に寄与すべくサービスを提供してまいりました。現在、全国旅行支援や海外からの個人旅行客受け入れ解禁による観光業の盛り返し、インバウンドの回復が期待されており、市場環境の変化に合わせた当社グループの役割も重要になってまいります。クライアントニーズを迅速かつ柔軟に判断してサービスを提供するとともに、多角的な収益の確保に努めてまいります。

b. 地方創生への取り組み

近年、断続的な進化・成長を続けるインターネット市場において様々なインターネット広告が登場し、効果的なプロモーションを模索する企業が増えておりますが、地方自治体においてもインターネットを介したPRの需要が高まっております。当社グループの電子雑誌は、独自性をもって各地域や企業の魅力を伝えるメディアとして重要な役割を担っていくことができると考えており、主力電子雑誌旅色において、地域活性化に貢献すべく取り組みを強化しております。地方自治体とのタイアップ特集を掲載したエリアで営む民間企業への提案の強化や、地方自治体に加え地域の有力企業からも広告費を集める官民連携プランの提供を開始いたしました。今後も官民が一体となって地域を盛り上げる取り組みや、地域活性化につながるサービスを充実させ、人員の拡充と組織体制を構築することで、地方自治体や各地域の企業へのアプローチを強化してまいります。

② ソリューション業務の成長・拡大

a. サービスの拡充と優秀な人材の確保

EC市場が国内外問わず成長しているなか、ECサイトの重要性及び需要は年々高まっており、当社グループもサービス拡充に取り組んでまいりました。近年の国内の人件費、採用コストの上昇に加え、円安によるオフショアコストの上昇があるなか、ECサポートサービスにおいては、様々なクライアントニーズに応えることのできる人材が重要な資産となっており、専門知識や技術を持つ優秀な人材の確保や育成が必要不可欠となります。新卒採用を含めた採用活動の強化と、長年にわたり蓄積された知識や経験、ノウハウを元に人材の育成を強化してまいります。

b. 事業領域の拡大

ソリューション業務が今後も持続的な成長を図るためには、新たな収益の獲得及び確保が必要であります。今後もECサイトの支援業務で培ってきたノウハウを活用した新サービスを開発することや、海外企業からの受託対応、海外法人との提携を活用した市場の拡大など、事業領域の拡大を目指してまいります。

③ 新事業の成長及び新サービスの創出

当社グループでは、2022年10月4日付で連結子会社(株)ブランジスタエールを新たに設立し、月々定額で著名タレントの写真・動画が使えるプロモーションツールと、経営者の学びと交流の場を提供する新プロジェクト「ACCEL JAPAN（アクセルジャパン）」の提供を開始しております。本プロジェクトを通じて、日本企業のブランディング強化による成長に貢献し、日本経済の発展に寄与したいと考えております。当社グループが2007年の創刊から電子雑誌を通じて提供してきたタレントを活用したPRを、業種・業態を問わず広く日本全国の企業に提供することが可能となり、対象となる市場が更に拡大いたします。これまで電子雑誌業務で培ってきたノウハウを活用し、経営資源の適正配分に努めながら事業規模の拡大を目指してまいります。また、今後も当社グループの持続的成長を実現するため、これまでのノウハウを活かした新事業や、外部企業との戦略的事業連携による新規分野への進出など、新事業、新サービスの創出を模索し、グループ全体の企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 19 期 (2019年9月期)	第 20 期 (2020年9月期)	第 21 期 (2021年9月期)	第 22 期 (当連結会計年度) (2022年9月期)
売 上 高 (千円)	3,394,529	2,780,094	3,290,861	3,360,436
経 常 利 益 (千円)	513,686	8,466	365,414	258,253
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失 (△)	633,861	△381,047	213,567	178,578
1 株当たり当期純利 益又は1株当たり (円) 当期純損失 (△)	44.10	△27.19	15.34	12.83
総 資 産 (千円)	3,627,913	3,805,220	3,850,891	2,571,974
純 資 産 (千円)	2,874,331	2,370,631	2,586,474	1,616,202

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 収益認識会計基準等を第22期(当連結会計年度)の期首から適用しており、第22期(当連結会計年度)に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

上場会社である(株)ネクシィーズグループは、当社の株式を6,795,280株(持株比率48.82%(注))所有する親会社であります。なお、当社は同社との間に管理業務の一部を委託する取引等がありますが、取引条件につきましては、一般的な取引条件を勘案のうえ、決裁権限・手続きは、他の取引と同様に「職務権限規程」に基づき決定しております。

(株)ネクシィーズグループとの取引については、当社の独立性確保の観点も踏まえ、重要な取引については取締役会に対して定期的に報告を行うとともに、監査等委員会監査や内部監査における取引の内容等のチェックを行う等、健全性及び適正性の確保に努めてまいります。

(注) 持株比率は自己株式654,988株を控除して計算しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
(株)ブランジスタメディア	5,000千円	100.0%	電子雑誌出版・電子広告
(株)ブランジスタソリューション	5,000千円	100.0%	E C ・ 通 販 企 業 支 援
博 設 技 股 份 有 限 公 司	830万新台湾ドル	100.0%	E C 事 業 へ の 進 出 支 援
(株) C r o w d L a b	7,536千円	100.0%	W E B メ デ ィ ア の 運 営

(7) 主要な事業内容 (2022年9月30日現在)

企業プロモーション支援を目的とした電子メディア事業

(8) 主要な営業所 (2022年9月30日現在)

① 当社

会 社	本社または 営 業 所	所 在 地
当社	本社	東京都渋谷区

② 子会社

会 社	本社または 営 業 所	所 在 地
(株)ブランジスタメディア	本社	東京都渋谷区
	営業所	札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、高松、福岡
(株)ブランジスタソリューション	本社	東京都渋谷区
	営業所	札幌、大阪、福岡
博設技股份有限公司	本社	台湾台北市
(株)C r o w d L a b	本社	東京都渋谷区

(9) 従業員の状況（2022年9月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
300名	4名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 当社グループは「企業プロモーション支援を目的とした電子メディア事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
9名	1名減	34.49歳	10.84年

- (注) 従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を除く）であります。なお、臨時従業員数は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(10) 主要な借入先（2022年9月30日現在）

借入先	借入金残高
(株)りそな銀行	255,000千円
楽天銀行(株)	211,111千円

2. 株式に関する事項（2022年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,575,300株
- (3) 株主数 5,989名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
(株) ネ ク シ ー ズ グ ル ー プ	6,795,280	48.82
(株) S B I 証 券	396,867	2.85
近 藤 太 香 巳	269,380	1.94
西 村 智 明	252,600	1.81
楽 天 証 券 (株)	124,500	0.89
田 邊 昭 知	100,000	0.72
a u カ ブ コ ム 証 券 (株)	85,500	0.61
秋 元 康	83,980	0.60
藤 井 憲 一	80,000	0.57
ブ ラ ン ジ ス タ 従 業 員 持 株 会	79,100	0.57

(注) 1. 当社は、自己株式を654,988株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2022年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩 本 恵 了	(株)C r o w d L a b 代表取締役社長
取 締 役	石 原 卓	管理部長
取 締 役	井 上 秀 嗣	(株)ブランジスタメディア 代表取締役社長
取 締 役	木 村 泰 宗	(株)ブランジスタソリューション 代表取締役社長
取 締 役	吉 藤 淳	(株)ブランジスタメディア 電子雑誌営業本部長
取 締 役	本 間 憲	(株)レプロエンタテインメント 代表取締役社長
取 締 役	近 藤 太 香 巳	(株)ネクシィーズグループ 代表取締役社長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	杉 本 佳 英	あんしんパートナーズ法律事務所 弁護士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	鴨 志 田 慎 一	(株)ネクシィーズグループ 取締役（監査等委員）
取 締 役 (監 査 等 委 員)	久 保 田 記 祥	デルフィーコンサルティング(株) 代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 路 武 志	S B I インベストメント(株) 取締役執行役員副社長

- (注) 1. 取締役 本間 憲氏、杉本佳英氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員） 久保田記祥氏、中路武志氏は、社外取締役であります。
3. 当社は、本間 憲氏、杉本佳英氏、久保田記祥氏、中路武志氏を、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
4. 当社は、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しており、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは金100万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約をそれぞれ締結しております。

(3) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社は、2021年12月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同様）の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、各取締役の役職及び役割等を踏まえ、会社の業績及び担当業務に応じて、個別の報酬額は株主総会の決議により承認された報酬等の総額の範囲内で決定する。

なお、2021年12月14日開催の第21期定時株主総会決議に基づき取締役の報酬等の額は年額100百万円以内（うち、社外取締役10百万円以内）である。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、役職、職責、会社業績を総合的に勘案し、貢献度や実績に応じて基本報酬を決定する。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬については、原則年1回12月に支給する。業績目標達成に対する責任と意識を高めることを目的として、連結営業利益等の目標達成状況を勘案して決定する。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬を基準として、役職、職責、会社業績を総合的に勘案し、貢献度や実績に応じて割合を決定する。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個別の報酬額は株主総会の決議により承認された報酬等の総額の範囲内で、取締役会の決議により代表取締役に一任して決定する。

f. その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項

該当事項なし。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報 酬 等 の 総 額 (千円)	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額 (千 円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非 金 銭 等 報 酬 等	業績連動 報 酬 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	16,500 (-)	16,500 (-)	- (-)	- (-)	2 (-)
監査等委員である 取 締 役 (うち社外取締役)	2,962 (-)	2,962 (-)	- (-)	- (-)	1 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	592 (-)	592 (-)	- (-)	- (-)	1 (-)
合 計 (うち社外役員)	20,055 (-)	20,055 (-)	- (-)	- (-)	3 (-)

- (注) 1. 期末現在の役員数と上記報酬対象となる役員の員数に相違がありますが、これは当事業年度において社外取締役2名及び監査等委員である社外取締役2名は無報酬であること、無報酬の取締役が5名存在していることによるものであります。なお当社は、2021年12月14日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2021年12月14日開催の第21期定時株主総会において年額100百万円以内（うち、社外取締役10百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、8名（うち、社外取締役は2名）です。
4. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年12月14日開催の第21期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち、監査等委員である社外取締役は2名）です。
5. 取締役会は、代表取締役社長岩本恵了に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会がその妥当性について確認しております。

③ 当該事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

- ④ 社外役員が親会社または子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

氏 名	区 分	兼 職 先 ・ 兼 職 内 容	兼職先と当社との関係
本 間 憲	社 外 取 締 役	(株)レプロエンタテインメント 代表取締役社長	特別な取引関係はありません。
杉 本 佳 英	社 外 取 締 役	あんしんパートナーズ法律事務所 弁護士	特別な取引関係はありません。
久保田 記 祥	社 外 取 締 役 (監査等委員)	デルフィーコンサルティング(株) 代表取締役	特別な取引関係はありません。
中 路 武 志	社 外 取 締 役 (監査等委員)	S B I インベストメント(株) 取締役執行役員副社長	特別な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 本 間 憲	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。議案審議等につき、主に経営者としての見地から豊富な経営の経験を活かした取締役の職務執行に対する監督、助言等いただいております。
社外取締役 杉 本 佳 英	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。議案審議等につき、主に弁護士としての豊富な経験・識見などを活かし、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、経営判断に必要な助言等をいただいております。意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただいております。
社外取締役 (監査等委員) 久保田 記 祥	当事業年度に開催された取締役会12回のうち、監査役として2回、監査等委員として10回に、また、監査役会2回のうち2回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。主に経営管理の豊富な経験・知識を活かし、適宜発言をいただいております。さらに、指名・報酬委員会の委員を務め、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保に貢献しております。
社外取締役 (監査等委員) 中 路 武 志	当事業年度に開催された取締役会12回のうち、監査役として2回、監査等委員として10回に、また、監査役会2回のうち2回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。主に経営管理の豊富な経験・知識を活かし、適宜発言をいただいております。さらに、指名・報酬委員会の委員を務め、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保に貢献しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 44,835千円 |
| ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額 | 44,835千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、①の金額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社は、上記報酬の額以外に、当事業年度において前事業年度に係る追加報酬として11,200千円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制に関して次のとおり決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的としてコンプライアンス規程を定めるとともに取締役及び使用人に対して周知徹底を図る。
- ② 内部監査部門は、内部監査規程に基づき、業務の有効性・効率性及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認し、その結果を代表取締役に報告する。
- ③ 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行は、法令及び定款のほか、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づいて行われ、その職務執行に係る情報は、稟議規程、取締役会規程等に基づき稟議書または取締役会議事録等に記録され、その記録の保存・管理は、文書管理規程等に基づき適切に保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の管理部門責任者は、法令遵守やリスク管理についての徹底と指導を行う。また、内部監査部門は、組織横断的にリスク状況を把握、監視し、代表取締役に対してリスク管理に関する報告をする。また、各部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役を統括責任者として、全社的な対策を検討する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等において、それぞれの責任者及びその責任並びに執行手続きの詳細について定める。

(5) 当社及び親会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役は、原則月に1回開催するグループ経営会議を通じて、グループの

経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行うとともに、親会社への的確な情報提供などを通じてグループ全体の経営管理等に関する重要事項の経営判断の適切性を確保する。

- ② 取締役は当社が関与する重要なグループ内取引、業務提携、事業再編などを適切に把握し、グループ内取引等について公正性及び健全性を確保する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、監査等委員と協議の上、その職務を補助する使用人を配置する。

(7) 前号の使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助する使用人は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮命令・監督を受けない。
- ② 当該使用人の指名・異動等人事権に係る事項の決定については、監査等委員会の同意を必要とする。

(8) 当社並びに子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、及び監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人は、職務執行に関して当社グループにおける重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社の監査等委員会に報告しなければならない。
- ② 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループにおいて事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく当社の監査等委員会に報告する。
- ③ 当社グループの社内通報制度に関する規程において、当社グループの取締役及び使用人が当社監査等委員会に対して直接通報を行うことができること、及び当該通報をしたこと自体による不利益な取扱いを受けないことを明記する。

(9) 監査等委員の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、各監査等委員と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。
- ② 監査等委員は、必要に応じて業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議へ出席できる。
- ③ 監査等委員会は、独自に必要なに応じて、弁護士、公認会計士その他の外部のアドバイザーを活用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいずれの勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記に掲げた内部統制システムの施策及び規程に従い、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。また、内部監査部門が中心となり、当社の各部門に対して、内部統制システムの重要性和コンプライアンスに対する意識づけを行い、当社全体を統括、推進させています。

連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	1,811,442	【流 動 負 債】	820,772
現 金 及 び 預 金	956,713	買 掛 金	115,117
売 掛 金	620,346	短 期 借 入 金	331,111
前 払 費 用	57,870	未 払 金	96,151
そ の 他	218,424	契 約 負 債	217,951
貸 倒 引 当 金	△41,912	預 り 金	45,279
【固 定 資 産】	760,532	未 払 法 人 税 等	6,771
有 形 固 定 資 産	23,495	そ の 他	8,389
建 物	7,887	【固 定 負 債】	135,000
工具、器具及び備品	15,608	長 期 借 入 金	135,000
無 形 固 定 資 産	47,310	負 債 合 計	955,772
ソ フ ト ウ ェ ア	47,310	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	689,725	【株 主 資 本】	1,612,087
投 資 有 価 証 券	2,787	資 本 金	621,052
敷 金 及 び 保 証 金	41,363	資 本 剰 余 金	1,021,448
繰 延 税 金 資 産	645,575	利 益 剰 余 金	462,948
破 産 更 生 債 権 等	1,924	自 己 株 式	△493,361
貸 倒 引 当 金	△1,924	【その他の包括利益累計額】	4,114
資 産 合 計	2,571,974	為 替 換 算 調 整 勘 定	4,114
		純 資 産 合 計	1,616,202
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,571,974

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2021年10月1日)
(至 2022年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,360,436
売上原価	955,644
売上総利益	2,404,792
販売費及び一般管理費	2,148,867
営業利益	255,925
営業外収益	
受取利息	21
受取給付金	1,570
還付金収入	1,804
受取和解金	1,729
雑収入	1,263
営業外費用	
支払利息	3,630
為替差損	429
経常利益	258,253
特別利益	
新株予約権戻入益	989
特別損失	
固定資産除却損	19
税金等調整前当期純利益	259,223
法人税、住民税及び事業税	4,275
法人税等調整額	76,369
当期純利益	178,578
親会社株主に帰属する当期純利益	178,578

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年10月 1 日)
(至 2022年 9 月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	621,052	1,021,750	1,434,803	△493,813	2,583,792
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△1,150,432		△1,150,432
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	621,052	1,021,750	284,370	△493,813	1,433,359
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			178,578		178,578
自 己 株 式 の 処 分		△301		451	150
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	△301	178,578	451	178,728
当 期 末 残 高	621,052	1,021,448	462,948	△493,361	1,612,087

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	その他の包括 利 益 累 計 額 計 合		
当 期 首 残 高	1,693	1,693	989	2,586,474
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				△1,150,432
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,693	1,693	989	1,436,041
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				178,578
自 己 株 式 の 処 分				150
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	2,421	2,421	△989	1,432
当 期 変 動 額 合 計	2,421	2,421	△989	180,160
当 期 末 残 高	4,114	4,114	－	1,616,202

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	826,378	【流 動 負 債】	390,598
現 金 及 び 預 金	588,949	短 期 借 入 金	331,111
売 掛 金	17,677	未 払 金	36,507
前 払 費 用	16,253	預 り 金	17,473
未 収 入 金	251,400	未 払 法 人 税 等	5,506
そ の 他	41,653	【固 定 負 債】	135,000
貸 倒 引 当 金	△89,555	長 期 借 入 金	135,000
【固 定 資 産】	1,174,274	負 債 合 計	525,598
有 形 固 定 資 産	8,212	純 資 産 の 部	
建 物	7,887	【株 主 資 本】	1,475,055
工具、器具及び備品	325	資 本 金	621,052
投資その他の資産	1,166,061	資 本 剰 余 金	1,343,492
投資有価証券	287	資 本 準 備 金	1,114,834
関係会社株式	121,287	そ の 他 資 本 剰 余 金	228,658
長期貸付金	1,900,000	利 益 剰 余 金	3,871
敷金及び保証金	36,771	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,871
繰延税金資産	291,484	繰越利益剰余金	3,871
破産更生債権等	5,169	自 己 株 式	△493,361
貸 倒 引 当 金	△1,188,937	純 資 産 合 計	1,475,055
資 産 合 計	2,000,653	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,000,653

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(自 2021年10月 1 日)
(至 2022年 9 月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		193,678
売 上 原 価		－
売 上 総 利 益		193,678
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		168,268
営 業 利 益		25,410
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9,017	
還 付 金 収 入	1,636	
受 取 給 付 金	70	
雑 収 入	1	10,726
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,630	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,063,290	1,066,921
経 常 損 失 (△)		△1,030,784
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	989	989
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△1,029,795
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,137	
法 人 税 等 調 整 額	10,869	12,006
当 期 純 損 失 (△)		△1,041,801

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年10月1日)
(至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	621,052	1,114,834	228,960	1,343,794	1,045,673	1,045,673
当 期 変 動 額						
当 期 純 損 失 (△)					△1,041,801	△1,041,801
自 己 株 式 の 処 分			△301	△301		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△301	△301	△1,041,801	△1,041,801
当 期 末 残 高	621,052	1,114,834	228,658	1,343,492	3,871	3,871

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△493,813	2,516,706	989	2,517,695
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失 (△)		△1,041,801		△1,041,801
自 己 株 式 の 処 分	451	150		150
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△989	△989
当 期 変 動 額 合 計	451	△1,041,651	△989	△1,042,640
当 期 末 残 高	△493,361	1,475,055	－	1,475,055

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月22日

株式会社ブランジスタ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渡 辺 力 夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 野 強

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ブランジスタの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブランジスタ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月22日

株式会社ブランジスタ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 渡辺 力 夫

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 中 野 強

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブランジスタの2021年10月1日から2022年9月30日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月24日

株式会社ブランジスタ 監査等委員会

監査等委員 鴨志田 慎 一 ⑩

監査等委員 久保田 記 祥 ⑩

監査等委員 中 路 武 志 ⑩

(注) 監査等委員 久保田記祥及び中路武志は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第18条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> （新 設）	（削 除） <u>第18条（電子提供措置等）</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(附則) (監査役の責任免除に関する経過措置) 2021年12月14日開催の第21期定時株主総会終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であったものを含む。）の責任免除について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として取締役会の決議によって免除することができる。 2. 2021年12月14日開催の第21期定時株主総会終結前の会社法第423条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。 (新 設)	<u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u> (附則) <u>第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> 2021年12月14日開催の第21期定時株主総会終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であったものを含む。）の責任免除について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として取締役会の決議によって免除することができる。 2. 2021年12月14日開催の第21期定時株主総会終結前の会社法第423条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。 <u>第2条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u> <u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u> <u>2. 本条の規定は、前項の株主総会の日から3か月を経過した後にこれを削除する。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、監査委員会における検討の結果、本議案に関する特段の指摘事項はありません。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
1	い わ も と け い り ょ う 岩 本 恵 了 (1970年9月11日)	1997年1月 (株)ネクシィーズ（現(株)ネクシィーズグループ） 入社 1999年12月 同社 取締役 就任 2002年10月 イデアキューブ(株)（現当社）代表取締役社長 就任 2011年4月 当社 取締役営業本部長 就任 2013年2月 当社 代表取締役社長 就任（現任） 2022年9月 (株)C r o w d L a b 代表取締役社長 就任（現任）	36,700株
	〔選任理由〕 岩本恵了氏は、長年にわたり当社の代表取締役社長を務め、当社グループ全体の経営を統括しております。長年培った豊富な事業経験や知見、統率力を有していることから、取締役候補者といいたしました。		
2	い し は ら た く 石 原 卓 (1976年2月23日)	1999年6月 (株)ネクシィーズ（現(株)ネクシィーズグループ） 入社 2001年10月 同社 人事総務課長 2007年10月 イデアキューブ(株)（現当社）メディア事業部長 2007年12月 同社 取締役 就任 2011年4月 当社 取締役西日本営業部長 就任 2012年10月 当社 取締役管理部長 就任（現任）	56,300株
	〔選任理由〕 石原 卓氏は、長年にわたり当社の管理部長を務め、当社グループの管理部門全体の統括を中心に経営に携わっております。その豊富な経験と知見を更に活かし、経営体制及び管理体制を強化するため、取締役候補者といいたしました。		
3	い の う え ひ で つ ぐ 井 上 秀 嗣 (1976年11月23日)	2001年4月 (株)ネクシィーズ（現(株)ネクシィーズグループ） 入社 2011年4月 当社 取締役 就任（現任） 当社 取締役電子雑誌メディア編成部長 就任 2020年4月 (株)ブランジスタメディア 代表取締役社長 就任（現任） 2022年10月 (株)ブランジスタエール 代表取締役社長 就任（現任） (重要な兼職の状況) (株)ブランジスタメディア 代表取締役社長 (株)ブランジスタエール 代表取締役社長	16,800株
	〔選任理由〕 井上秀嗣氏は、当社子会社(株)ブランジスタメディアの代表取締役社長を務め、また、新設子会社(株)ブランジスタエールの代表取締役社長を務めております。電子雑誌をはじめ、様々な事業の立ち上げを経験しており、豊富な経験と知見を有していることから、取締役候補者といいたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	木村 泰宗 (1979年11月22日)	2002年5月 (株)ネクシィーズ (現(株)ネクシィーズグループ) 入社 2003年5月 イデアキューブ(株) (現当社) 入社 2010年10月 同社 ソリューション営業部長 2013年4月 当社 取締役 就任 (現任) 2018年6月 (株)ブランジスタソリューション 代表取締役社長 就任 (現任) 2020年10月 (株)デジタルリスクマネジメント 代表取締役社長 就任 (現任) (重要な兼職の状況) (株)ブランジスタソリューション 代表取締役社長	15,800株
[選任理由] 木村泰宗氏は、当社子会社(株)ブランジスタソリューションの代表取締役社長を務め、長年にわたりソリューション業務全体の統括を中心に経営に携わっております。その豊富な経験と知見を活かし、ソリューション業務の更なる発展と、経営体制の強化のため、取締役候補者といたしました。			
5	吉藤 淳 (1972年6月4日)	1997年1月 (株)ネクシィーズ (現(株)ネクシィーズグループ) 入社 2004年12月 同社 取締役第三営業本部長 就任 2008年10月 イデアキューブ(株) (現当社) ソリューション事業部長 2011年4月 当社 取締役営業本部長 就任 2017年12月 当社 取締役営業本部長 退任 2020年4月 (株)ブランジスタメディア 電子雑誌営業本部長 (現任) 2021年12月 当社 取締役 就任 (現任) (重要な兼職の状況) (株)ブランジスタメディア 電子雑誌営業本部長	1,900株
[選任理由] 吉藤 淳氏は、当社子会社(株)ブランジスタメディアの電子雑誌営業本部長を務め、長年にわたり営業統括を中心に経営に携わっております。その豊富な経験と知見を活かし、電子雑誌業務の更なる発展と、経営体制の強化のため、取締役候補者といたしました。			
6	本間 憲 (1960年6月22日)	1980年4月 (株)セントラルアーツ 入社 1983年4月 (株)スカイコーポレーション 入社 1991年2月 (株)レヴィプロダクションズ (現(株)レプロエンタテインメント) 設立 代表取締役社長 就任 (現任) 2007年2月 旧(株)ブランジスタ 取締役会長 就任 2011年4月 当社 社外取締役 就任 (現任) (重要な兼職の状況) (株)レプロエンタテインメント 代表取締役社長	76,000株
[選任理由及び期待される役割の概要] 本間 憲氏は、(株)レプロエンタテインメントの代表取締役として、長年にわたる経営面に係る経験・知識などを有しており、その豊富な経営の経験を活かした取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
7	こんどう たかみ 近 藤 太香巳 (1967年11月1日)	1987年 5 月 日本電機通信 創業 1990年 2 月 (株)ネクシィーズ (現株)ネクシィーズグループ) 設立 1991年 2 月 同社 代表取締役社長 就任 (現任) 2003年12月 イデアキューブ(株) (現当社) 取締役会長 就任 2011年 4 月 当社 代表取締役社長 就任 2013年 2 月 当社 取締役 就任 (現任) 2021年 9 月 (株)ボディアーキ・ジャパン 代表取締役 就任 (現任) (重要な兼職の状況) (株)ネクシィーズグループ 代表取締役社長	269,380株
[選任理由] 近藤太香巳氏は、当社親会社グループの創業者であり、様々な事業の立ち上げを経験しているほか、幅広い人脈を有しております。また長年培った豊富な事業経験や知見を有していることから、取締役候補者としたしました。			
8	すぎもと よしひで 杉 本 佳 英 (1980年10月31日)	2005年 4 月 須田清法律事務所勤務 (事務職) 2008年 9 月 司法試験合格 2008年12月 最高裁判所司法研修所 入所 2009年12月 須田清法律事務所 弁護士として加入 2011年 4 月 リーガルパートナーズ法律事務所 (現 あんしんパートナーズ法律事務所) 設立 (現任) 2015年12月 当社 社外取締役 就任 (現任) 2018年 9 月 (株)NATTY SWANKY 社外取締役 就任 (現任) 2020年 6 月 エイベックス(株) 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 同社 報酬委員会委員長 (現任) 2021年 1 月 Aiロボティクス(株) 社外監査役 就任 (現任) (重要な兼職の状況) あんしんパートナーズ法律事務所 弁護士	—
[選任理由及び期待される役割の概要] 杉本佳英氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理にとらわれず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であると考え、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるような助言等がいただけることを期待し、社外取締役候補者としたしました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 近藤 太香巳氏は、当社の親会社であります(株)ネクシィーズグループの業務執行者であり、過去10年間ににおいても同社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)」欄に記載のとおりであります。
3. 本間 憲氏、杉本 佳英氏は社外取締役候補者であります。
4. 本間 憲氏及び杉本 佳英氏は、現在、当社の社外取締役であります。両者の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって本間 憲氏が11年8ヶ月、杉本 佳英氏が7年となります。
5. 当社は、本間 憲氏及び杉本 佳英氏を東京証券取引所が規定する独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

6. 当社は、本間 憲氏及び杉本 佳英氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは金100万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たにパートナーズSG監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会がパートナーズSG監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現任会計監査法人の監査継続期間を考慮するとともに、新たな視点での監査及び機動的な監査が期待できることに加え、会計監査人として要求される専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年10月1日現在)

名 称	パートナーズSG監査法人		
事 務 所 所 在 地	東京都中央区日本橋2丁目2番21号 日本橋二丁目ビル4階		
沿 革	2013年11月パートナーズSG監査法人設立		
概 要	資本金		10万円
	構成人員	代表社員（公認会計士）	10名
		職員（公認会計士）	21名
		（その他の職員）	11名
		合 計	42名
	関与会社		30社

以上

株主総会会場ご案内図

東京都渋谷区桜丘町20番4号

ネクシィーズスクエアビル 3階 大会議室

電話 (03) 6415-1183 (当社代表)



(会場への交通機関)

- ・ JR山手線・埼京線、東急東横線、東急田園都市線、東京メトロ銀座線、東京メトロ半蔵門線・副都心線 ⇒ 「渋谷駅」ハチ公口またはJR渋谷西口より徒歩13分
 - ・ 京王井の頭線 ⇒ 「渋谷駅」西口改札より徒歩7分
- ※渋谷駅周辺は大規模整備で新しいまちづくりが進められており工事の状況により経路変更等が発生する場合がございます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(お知らせ)

- ・ 会場にご来客用の駐車場はございません。お車でのご来場はご遠慮ください。
- ・ 建物内での飲食、喫煙はできません。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。